相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区鹿骨三丁目一四九番地、最後の住所東京都江戸川区鹿骨五丁目二一番一〇号鹿骨第二レジデンス一〇三

被相続人　亡　石井　淑治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区境之谷九八番地、最後の住所横浜市南区庚台二二番地一二　マークミュー南太田三〇四号　被相続人　亡　遠山　正俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

横浜市南区南太田二丁目一六番一四―四〇六号

相続財産管理人　司法書士　横尾　実志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市若宮町一丁目三九二八番地、最後の住所新潟県加茂市若宮町一丁目一五番一六号　被相続人　亡　西潟　吉郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

事務所新潟県加茂市新栄町一五番三六号

司法書士プロサム法務事務所

相続財産管理人　司法書士　鈴木　利益

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市波岡一〇九九番地、最後の住所富山県高岡市江尻六五八番地一〇

被相続人　亡　堀井　達志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市広見東本町二二番、最後の住所静岡県富士市中央町一丁目五番二〇号グランドハイム吉原六〇二

被相続人　亡　橋場　宏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号小長谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市平垣本町一〇番、最後の住所静岡県富士市平垣本町一〇番二六―二一〇号平垣マンション　被相続人　亡　土井　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号小長谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市大塚町西屋敷一〇七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　重隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

愛知県岡崎市竜美北二―三―一九山﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区平尾三丁目一九四番地、最後の住所福岡県福岡市南区野間一丁目一〇番一七―五〇一号

被相続人　亡　古澤　徹也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

佐賀県神埼市神埼町本堀三一八七番地三

相続財産管理人　司法書士　福田　良嗣

公示送達

帯広圏都市計画事業帯広市稲田川西土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　帯広市東二条南一四丁目四番地

氏名　北十建工株式会社

住所　帯広市緑ヶ丘二条通四丁目二番地八

氏名　小河内　清

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により帯広圏都市計画事業帯広市稲田川西土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略しそれらを左記掲示場所にて閲覧できます。

掲示場所

一、北海道帯広市西二条南三四丁目二三番地　帯広市稲田下川西土地区画整理組合掲示場

二、北海道帯広市川西町西一線二四番地七一　地区内現地掲示場

（教示）

一　この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、採決があったことを知った日）から六箇月以内に帯広市稲田下川西土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

平成二十五年一月十日

北海道帯広市西二条南三四丁目二三番地　帯広市稲田下川西土地区画整理組合

理事長　増田　博

任意清算公告

当法人は、平成二十四年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年一月十日

大阪市天王寺区上汐三丁目五番二〇号

税理士法人K・A事務所

清算人　嵐　靖和

第46期決算公告

平成25年1月10日

東京都新宿区西新宿四丁目2番19号

菱栄工業株式会社

代表取締役　金巻　宜政

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	801,351
	固定資産	16,480
	合計	817,831
負債及び純資産の部	流動負債	672,803
	固定負債	39,363
	株主資本	105,665
	資本金	20,000
	利益剰余金	85,665
	利益準備金	2,085
	その他利益剰余金	83,580
	（うち当期純利益）	(2,476)
	合計	817,831